

令和 2 年 4 月 8 日

(一社) 日本ホテル協会 御中
(一社) 全日本シティホテル連盟 御中
(一社) 日本旅館協会 御中
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

国土交通省 観光庁 観光産業課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
事業の継続に係る要請等について (依頼)

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

同対策本部において改訂された「基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間は本日から 5 月 6 日までの 1 か月間、実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の 7 都府県とされるとともに、緊急事態措置に関する重要事項が新たに定められました。

つきましては、貴会におかれては「基本的対処方針」について御了知いただくとともに、本内容について会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。